

寒冷地手当に対する地公労声明

長野県人事委員会は、本日、知事及び県議会議長に対して、寒冷地手当に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、支給地域を全県（の官署地）とした一方、支給総額は段階的に削減するというものであった。

支給地域を全県としたことは、地公労に結集する全単組で取り組んだ要請行動、県議会を通じた国等への意見書の提出、気象庁のメッシュ平年値 2020 データの不正確性を指摘し続けたことの成果であり、組合員の要求に応えた内容といえる。

しかしながら、国の支給基準の変更に伴う支給総額の減少を反映して、支給額を減じたことは、急激な物価高騰下での組合員の厳しい生活実態を踏まえば、不満が残るものと言わざるを得ない。

地公労は 2025 年の人事委員会勧告にあたって、引き続き人事委員会の果たすべき役割を認識させるとともに、県庁局に対し強い姿勢で交渉に取り組む必要がある。

また、総務省に対しては、特別交付税の減額措置の廃止について、気象庁に対してはメッシュ平年値 2020 のやり直しについて、人事院に対してはメッシュ平年値 2020 の取り扱いについて見直しを早期に行うことを、地公労に結集し引き続き改善を求めていく。

地公労は、立憲主義と平和憲法の理念のもとに、組合員の生活と権利を守り、切実な要求実現のため、全国の仲間とともに連携しながら、引き続き要求交渉に全力をあげて取り組む。また、人事委員会に対して独自性を発揮するよう引き続き強く求める。

2025年7月4日

長野県地公労共闘会議
議長 細尾俊彦

(長野県地公労共闘会議：県職労、県教組、高教組、企業局労組)